

県南広域振興局長告示第51号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、指定障害児通所支援事業者を次のとおり指定した。

平成25年3月15日

県南広域振興局長 田村均次

放課後等デイサービス

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称	指定年月日
0351500038	ひだまり	奥州市江刺区愛宕字朴ノ木 10番地1	特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまり	平成25年3月1日
0351500046	ひだまり水沢	奥州市水沢区字森下88番地	特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまり	〃
0351500053	ひだまり江刺	奥州市江刺区八日町一丁目 9番37号	特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまり	〃
0351500079	第二ひだまり水沢	奥州市水沢区東大通り二丁目 4番3号 KSビル1階	特定非営利活動法人地域ふれあいステーションひだまり	〃